宇治市監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年5月25日

宇治市監査委員 森 真二 松岡 ゆかり

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査を、宇治市監査 基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和2年度の福祉こども部の財務に関する事務のうち、次の項目について監 査を実施した。

貸付金返還金収入状況(地域福祉課)

生活保護等返還金及び生活保護返納金収入状況(生活支援課)

各種戻入等返還金収入状況(障害福祉課)

委託料支出状況(障害福祉課)

補助金支出状況(地域福祉課)

生活保護費扶助費前渡資金支出状況(生活支援課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、福祉こども部地域福祉課、生活支援課及び障害福祉課における 事務事業のうち、主として令和2年4月1日から同年12月31日までの財務に 関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及 び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和3年2月1日から同年3月4日までに、監査対象部局の事務室等及び 監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年3月26日に監査 委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたので、 改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後と も、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

1 地域福祉課

(1) 貸付金返還金収入状況について

不納欠損処理の遅れが見受けられた。不納欠損処理について速やかに検討されたい。

なお、平成 29 年度の前回定期監査において調定の不備が見受けられた と指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 補助金支出状況について 適正に処理されていた。

2 生活支援課

- (1) 生活保護等返還金及び生活保護返納金収入状況について 納期限を経過した収入未済のものについて、督促状を発していない事例 が見受けられた。適正な事務の執行を求める。
- (2) 生活保護費扶助費前渡資金支出状況について 精算の遅れが見受けられた。直ちに改善されるよう求める。

3 障害福祉課

- (1) 各種戻入等返還金収入状況について 適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。

第7 要望事項

収入未済の解消に向けては、公金である性質上でき得る限りの労力を傾け 回収に努めることは当然であるが、一方では、明らかに回収が見込めない債 権をいつまでも管理することは非効率である。納付が見込めない資産価値の ない債権を管理するのにも相当なコストが必要なうえ、またそのような債権 をバランスシートに資産として計上することも適切ではない。

債権管理を行う各課におかれては、適時、適切な債権管理に努められるよう 要望する。